〇 社会福祉法人等及び民間等サービス利用者負担軽減

※ 民間等サービス利用者負担軽減は釧路市独自の軽減制度です。

生計困難と認められる者が、あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を市に申し出た社会福祉法人等及び民間事業所等が提供する下記の介護保険サービスや介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス(訪問介護相当)と通所型サービス(通所介護相当)を利用する場合に、介護サービス費用の自己負担の一部を軽減します。

●対象者: 市民税世帯非課税者で、下記の要件をすべて満たす方

- 1. 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した 額以下であること
- 2. 預貯金などの額が単身世帯で 350 万円、世帯員が1人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること
- 3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- 4. 負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- 5. 介護保険料を滞納していないこと

●軽減対象サービス

- ①訪問介護・訪問型サービス(訪問介護相当)
- ②通所介護・地域密着型通所介護・通所型サービス(通所介護相当)
- ③短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- ④夜間対応型訪問介護
- ⑤認知症对応型通所介護 介護予防認知症对応型通所介護
- ⑥小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ※短期利用を含む
- ⑦定期巡回。 随時対応型訪問介護看護
- ⑧看護小規模多機能型居宅介護 ※短期利用を含む
- ⑨介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ⑩地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)
- ※ サービス費用の自己負担のほかに、食費・居住費(滞在費)がある場合、それらの費用の自 己負担分も軽減対象となります。
- ※ 特定入所者介護サービス費支給対象外の方が、③、⑨、⑩のサービスを利用した際にかかる食費・居住費(滞在費)については、<u>軽減対象外</u>です。
- ●軽減の割合【市民税世帯非課税者】25%(老齢福祉年金受給者は 50%) 【生活保護受給者】100%(③、⑨、⑩の個室の居住費(滞在費)のみ軽減対象)

●申請に必要なもの

申請書兼世帯状況等申告書、通帳等の写し(表紙を開いて金融機関などが記載されているページと申請から2か月以内の最終残高ページ)、定期預金や有価証券などの金額が確認できるもの、個人番号確認書類、本人及び代理人の身分確認書類

○申請については介護高齢課 介護給付係まで 250154-31-4553

〇 その他の利用者負担軽減措置

災害などにより、財産や収入が著しく減少した場合については、申請により、介護保険サービスや介護予防・生活支援サービス事業(住民等主体の通所サービス、短期集中予防サービスを除く)の費用の自己負担の減免が行われます。